

創業・開業される皆さん！ その社名や商品名、使って大丈夫？



新しい事業を立ち上げることにしました！
店名も決まったし、ホームページとチラシも作らなきゃ！

おめでとうございます！
ところで「商標」の確認はしましたか？

え？商標ってなに？

商標とは、商品やサービスに使用する
「名前」や「マーク」のことです。



知財総合支援窓口

商標を確認しないと、どうなるの？

その商標を他人が商標登録していた場合、
商標権侵害 となることがあります。

知らなかった、では済みません。
社名や商品名を変更せざるを得なくなったり、
会社の信用を失って、うまく商売できなくなることも・・・



知財総合支援窓口

社名や商品名に使うマークやネーミングは、
「商標権」として権利化しておきましょう

これは **登記とは別** です！
自分の社名・商品名を安心して使い続けたいですね

☆ 社名、商品名・サービス名を決める前、使う前には、
商標調査 をしましょう。

☆ 安心して事業を行い、自社ブランドとして発信するために、
商標権の取得 を考えましょう。

商標は、無料の公共データベース (J-PlatPat) で調べることができます。

INPIT 埼玉県知財総合支援窓口では、
上記データベースでの検索方法や商標出願の方法等について、
経験豊富なアドバイザーが【無料・秘密厳守】で支援しています。

裏面もチェック！



～ 例えばあなたの事業には、こんな知財（知的財産）が関係します～

技術・技能・知識を教える教室

- ◆教室の名称（例：XX塾）・サービス名
- ◆テキスト（文章・写真・イラスト）
- ◆独創的な技術・道具
- ◆受講者以外には秘密にしておきたい情報（レシピ、ノウハウ、サービスの特徴）
- ◆受講者にも秘密にしておきたい情報（取引先、取引条件、顧客リスト）

美容/健康関係、サービス業

- ◆店舗名・サービス名・商品名
- ◆特徴的な店舗の外観・内装
- ◆パンフレット（文章・写真・イラスト）
- ◆独創的な施術方法・器具（用具）
- ◆営業上の秘密情報（商品の材料・成分・製法、サービス独自のノウハウ、取引先、取引条件、顧客リスト）

飲食店

- ◆店舗名・看板メニュー（独自の名称）
- ◆特徴的な店舗の外観・内装
- ◆特徴的な商品パッケージ・商品の形態
- ◆パンフレット（文章・写真・イラスト）
- ◆秘密のレシピ、ほか、営業上の秘密情報（料理の独創的な提供方法、取引先、取引条件、顧客リスト）

注意！

HP/SNSの投稿/パンフレット等に使用する文章・写真・イラスト・音楽・映像等
→自身で作成していないものを勝手に転用すると、**他者の著作権侵害**となるおそれも！

知的財産!?難しそう・・・後で検討しようかな・・・

知的財産のトラブルは、一度起きてしまうと事業継続に大きなダメージを受けることも少なくありません。
【転ばぬ先の杖】として、事業を本格的に開始する前にぜひ一度ご相談ください。

知財総合支援窓口

<参考> 特許庁への手続きに必要な料金（代理人なしのミニマムコスト：概算）

・特許	約17万円～	・実用新案	約2万円～
・意匠	約3万円～	・商標	約5万円～

知財の手当も無事済んだし、安心してビジネスできます！

常設相談窓口…北与野駅すぐ

（新都心ビジネス交流プラザ3階）

TEL: **048-621-7050**

窓口での対面相談のほか、WEB/メール/電話、出張相談会（秩父・熊谷・越谷・狭山）でも相談可能です。

相談無料

秘密厳守

【開設時間】

月～金：9時～17時

（12時～13時は除く）

第2・第4土曜：9時～12時

（祝日、年末年始は除く）



INPIT 埼玉県知財総合支援窓口
（実施機関：公益財団法人 埼玉県産業振興公社）

